

## 泉南市立保育所の民営化について

| 項目                                                               | 関係書類                                     |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1. <a href="#">民営化の目的</a>                                        | 1. <a href="#">泉南市立保育所民営化等基本方針</a>       |
| 2. <a href="#">なぜ指定管理者なのか</a><br><a href="#">§ 指定管理者制度について §</a> | 2. <a href="#">泉南市次世代支援対策地域行動計画</a>      |
| 3. <a href="#">民営化の検討経過(概略)</a>                                  | 3. <a href="#">泉南市公立保育所民営化等検討委員会設置要綱</a> |
| 4. <a href="#">指定管理保育所(保育所民営化)の<br/>箇所決定について</a>                 | 4. <a href="#">泉南市立保育所民営化選考委員会設置要綱</a>   |
| 5. <a href="#">今後の指定管理保育所(保育所民営化)の<br/>予定</a>                    | 5. <a href="#">泉南市立保育所民営化選考委員会メンバー</a>   |
| 6. <a href="#">保育の引継ぎについて</a>                                    |                                          |
| 7. <a href="#">問い合わせ</a>                                         |                                          |

### 1. 民営化の目的 [トップへ](#)

近年、急速な少子・高齢化の進行とともに、核家族化、女性の社会進出の増加、地域社会の相互扶助機能の低下 などにより、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。

そのため、本市においては、国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に [泉南市次世代育成支援対策地域行動計画](#) を作成しました。この行動計画では、その基本理念を「子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南」とし、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立、子どもの安全の確保などについて具体的な施策を掲げ、その展開を図っています。

とりわけ本市の公立保育所は、これまで乳児保育や障害児保育 あるいは延長保育などの保育事業の実施について早くから先進的に取り組んできました。そのため、現在に至るまで公立保育所の果たしてきた役割は大きなものであったと言えます。

ただ、保育所運営にかかる公立・民間とのコスト差は、公立保育所は民間保育園に比べ、同一の保育を行うに当たってコスト高になっている現状もあります。

また現在、子育て支援の充実という課題を抱えていることから、公立保育所に民間活力を導入し、保育所運営にかかる経費を削減するとともに、公立保育所で実施されている保育と同等の保育を実施することはもちろん、新たな保育ニーズに応えた高い保育水準の保育所運営 を目標とし、延長保育の充実をはじめとし、休日保育・産休明け保育 について積極的に取り組む必要があります。

一方、民間 活力の導入により、節減した費用を泉南市次世代育成支援対策地域行動 計画に示されている誰もが安心して活用できる子育て支援の仕組みをつくる新規事業へシフトしていく必要があると考えています。

本市の保育所の民営化については、当面2箇所とし一定期間(3年間) 指定管理者制度 を導入した上で、完全民営化することとしています。

## 2. なぜ指定管理者なのか [トップへ](#)

ある日突然職員がすべて入れ替わるにより、継続して入所する児童や保護者が不安感を持つことがないように 十分留意する必要があることから、一定の引継ぎ期間を必要とし、その引継ぎ手法については、保護者の不安感に十分 配慮して保育を行うことが望ましいと考えます。

また、民営化により新しい事業者が保育所運営を行うことになりますが、その運営方法や運営姿勢などについて未知 なところがあるため、保育の質が確保されるのか、本当に柔軟・迅速に保育提供がされるのかといった疑念が生じることが考えられます。

そのため、指定管理者制度によって公立の保育所として一定期間公的な関与を維持するとともに、その間に保育運営の安定性や 保育内容を見極め、保護者の方々の理解を得た上で民間移譲を行うことは、より円滑な民営化手法であると考えて3年間の指定管理者制度を 保育所運営に導入することとしました。また、この指定管理期間中においても、保護者の方々の苦情や評価について継続的に検証し、指定期間 最終年度に第三者評価によりこの指定管理者の評価を行い、良好となれば完全民営化とします。

### § 指定管理者制度について § [トップへ](#)

これまでの管理委託制度は、公の施設の適正な管理を確保するために、管理受託者については公共団体、公共的団体、政令等で定める地方公共団体の出資法人に限定されていました。

しかし、近年では民間企業やNPO法人が運営する福祉施設など公的主体以外の民間主体が質の高いサービスを提供している事例が増加しています。

また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中で、行政がこうしたニーズに対してより効果的・効率的 に対応していくため、民間とのパートナーシップによって民間事業者の有する技術等を公の管理にも活用していくことを目的に管理受託者を法律上 制限せず、住民サービスの向上に寄与し、経費の節減を図る制度として平成15年9月2日に地方自治法の一部改正を行い管理委託制度に替わり新たに指定管理者制度が創設されました。

### § 指定管理者制度と完全民営化の比較表 §

|          | 指定管理者制度 (公設民営)                 | 民営化 (民設移譲)                   |
|----------|--------------------------------|------------------------------|
| 建物の維持管理費 | 簡易な補修費を指定管理者が負担し、大規模な改修費は、市の負担 | 民間事業者が負担 (移譲前に改修の必要性が大)      |
| 保育の実施者   | 市 (新たな大阪府の認可不要)                | 民間事業者 (新たな大阪府の認可が必要)         |
| 保育料      | 児童福祉法の第24条、第56条により市が決定し、市の収入   | 児童福祉法の第24条、第56条により市が決定し、市の収入 |
| 入所決定     | 市が決定                           | 市が決定                         |
| 延長保育料金   | 市との協議により指定管理者の収入。              | 民間事業者の収入。                    |
| 経費負担     | 市から指定管理料として運営費を支払う。            | 市から国・府の負担金等を含めて委託料・補助金として交付。 |
|          | 3年間に、選定した民間事業者の保育等の評価          | 民営化後は、市として保育内容等については関        |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度移行後の検証       | を、保護者、第三者が評価でき、その評価の内容を保育運営に反映できる。                                                                                                                                                                                                                                                                               | 与できない。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 運営面での公立保育所との比較 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市の保育施策にそった展開が可能。</li> <li>2. 職員配置、施設整備について市の保育施策や条件の範囲内で、民間事業者による柔軟な対応が可能。</li> <li>3. 延長保育、障害児保育、その他の特別保育事業については、公募時の条件付けで実施可能。詳細については、市との協議。</li> <li>4. 保護者等の要望については、市と指定管理者双方で対応できる。</li> <li>5. この制度を導入することによる財政的な効果額は、制度上の問題で、その額は民営化（民設移譲）と比較すると少ない。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業者の意向にそった保育事業を行う。</li> <li>2. 国の配置基準や補助基準に基づき、民間事業者が独自に職員の配置、施設整備が可能。（市の関与ができない）</li> <li>3. 延長保育、障害児保育、その他の特別保育事業については、民間事業者が独自に設定。</li> <li>4. 保護者等からの要望については、民間事業者が独自判断で対応。</li> <li>5. 財政的な効果額については、現在の国、府の補助金等の現状の中では、指定管理者制度（公設民設）より大きい。</li> </ol> |

### 3. 民営化の検討経過（概略） [トップへ](#)

| 年月日             | 事項                        | 内容                                    |
|-----------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 平成16年5月         | 泉南市立公立保育所民営化等検討委員会の設立     | 給食調理等を含めた保育所全般に渡っての民営化の検討の開始          |
| 平成16年6月～平成17年3月 | 泉南市立公立保育所民営化等検討委員会を4回開催   | 平成16年12月基本方針素案の作成                     |
| 平成17年4月         | 5回目の泉南市立公立保育所民営化等検討委員会を開催 | 教育問題審議会の状況を注視しながら民営化の具体的な検討を進めることとした。 |
| 平成17年5月         | 6回目の泉南市立公立保育所民営化等検討委員会を開催 | 保育所民営化における幼保一元化と指定管理者制度導入の検討          |
| 平成17年7月         | 9回目の検討委員会開催               | 泉南市立保育所民営化等基本方針が検討委員会で最終決定される         |
| 平成17年7月11日      |                           | 泉南市立保育所民営化等基本方針策定                     |
| 平成17年8月         | 第1回泉南市立保育所民営化選考委員会開催      | 委員への委嘱状を交付し、選考委員会、市内の保育状況等について説明      |
|                 |                           | 民営化の手法について（指定管理者制度の                   |

|                  |                         |                                                     |
|------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| 平成17年9月          | 第2回泉南市立保育所民営化選考委員会開催    | 一定期間の導入後完全民営化の方向性について) 審議                           |
| 平成17年9月          | 10回目の検討委員会を開催           | 民営化の手法について (指定管理者制度の一定期間の導入後完全民営化の方向性について) 市として方針決定 |
| 平成17年11月～平成18年3月 | 第3～5回の泉南市立保育所民営化選考委員会開催 | 民営化保育所の選定、指定管理者の選定方法、付加保育、指定管理者募集スケジュール等を審議         |
| 平成18年5月          | 第6回泉南市立保育所民営化選考委員会開催    | 指定管理保育所(保育所民営化)を信達保育所と樽井保育所2箇所とし市へ提言を行う             |
| 平成18年6月          | 15回目の検討委員会開催            | 泉南市立保育所民営化選考委員会の提言を受けて、検討委員会で審議を行い箇所決定について市として決定    |
| 平成18年6月          | 泉南市立保育所設置条例改正           | 泉南市立保育所に指定管理者による保育所運営ができる条例改正を行う                    |

#### 4. 指定管理保育所(保育所民営化)の箇所決定について [トップへ](#)

指定管理保育所(保育所民営化)の箇所決定にあたり、「入所児童数」「入所率」「児童定員」、「効果額」から総合的に判断するとともに、教育問題審議会などの行政課題や各保育所の現状を考えて、信達保育所、樽井保育所の2か所に決定しました。

信達保育所については、平成19年4月から指定管理者による保育所運営を開始し、続けて平成20年4月より樽井保育所についても同様に指定管理者による保育所運営を開始することになりました。

各公立保育所の定員・児童数・入所率表（平成18年5月1日現在）

| 保育所名    | 定員   | 児童数  | 入所率    |
|---------|------|------|--------|
| 鳴滝第1保育所 | 120名 | 104名 | 86.7%  |
| 鳴滝第2保育所 | 150名 | 140名 | 93.3%  |
| 樽井保育所   | 180名 | 158名 | 87.8%  |
| 信達保育所   | 150名 | 156名 | 104.0% |
| 浜保育所    | 150名 | 112名 | 74.7%  |

#### 5. 今後の指定管理保育所(保育所民営化)の予定 [トップへ](#)

##### 平成18年7月

信達保育所の保護者の方々へ、指定管理保育所(保育所民営化)についての考え方、ご意見等を伺いするため随時説明会を開催します。

##### 平成18年8月

指定管理者候補募集を泉南市の広報紙、ホームページ等を利用して広く募集します

#### **平成18年10月から11月上旬**

指定管理者候補審査を実施します。一次審査は書類審査及び応募法人のヒヤリング審査、二次審査は現在運営している保育所の現地審査となります

#### **平成18年11月上旬から11月中旬**

平成19年4月から信達保育所の指定管理者となる候補者を決定します

#### **平成18年12月**

平成19年4月から信達保育所の指定管理者となる候補者の決定について、議会に提案して議決を受けます

#### **平成19年1月から3月**

信達保育所の保育運営について指定管理者と泉南市とで引継ぎを実施します

#### **平成19年4月から**

信達保育所での指定管理者の運営が開始されます。

### **6. 保育の引継ぎについて [トップへ](#)**

民営化により、子どもたちを移管先法人に託すわけですから、その引継ぎは最も大切な作業と考えています。引継ぎで注意すべき事項は次の2つだと考えています。

1つ目は、移管による子どもたちへの影響を最小限度にとどめることです。民営化によって全員の保育士が替わるわけですから、4月1日に子どもたちがはじめてみる保育士ばかりという事態は避けるべきだと考えています。このため、移管の3ヶ月前から、移管法人の保育士と公立保育所の保育士とで合同保育を実施し、子どもたちが新しい保育士に慣れ親しむことができるようにしていきます。また、4月1日以降においても公立保育所の保育士を数名派遣して子どもたちが無理なく新しい保育士に慣れ親しむようにしていきます。

2つ目は、公立保育所での保育をありのまま移管法人に引き継ぐことです。移管の3ヶ月前から指定管理保育所に指定管理者の保育士と共に、施設運営面、児童の現状、保護者と地域との連携、安全衛生管理などについてミーティング、実地研修などをおして確実な引継ぎを行います。なお、保育を引き継ぐということは、公立の保育所がおこなっていたことをそのまま踏襲することとは考えていません。公立保育所で行っていた保育のよいと思うところは積極的に取り入れ、逆に公立保育所で行っていた保育で疑問におもうことは、保護者などの意見・要望を聞きながら変えていく必要があると考えています。

保育は、保護者との信頼関係を中心に新しい保育者集団の力を合わせて創り上げていくもので、目的が同じであれば、指導方法が変わっても保育に質的な変りはないと思います。

7. **問い合わせ** [トップへ](#)

**泉南市役所子育て支援課**

電話 072-483-3471(内線2202・2203)

---

作成:健康福祉部子育て支援課／作成日:平成18年7月1日／更新日:平成20年3月3日

[ホーム](#)   [お知らせ](#)   [サイトマップ](#)   [サイト検索](#)   [このページを評価する](#)   [ひとつ前にもどる](#)

Copyright© 2005-2008 Sennan City All Rights Reserved